

## 令和4年度第3回男女平等推進市民委員会議事録

1. 日時 令和4年(2022年)8月19日(金)午後5時～7時
2. 場所 国立市役所 第1・2会議室
3. 出席者 委員8名  
委員 太田委員長、本田貴子副委員長(オンライン)、遠藤委員(オンライン)、齋藤真希委員(オンライン)、齋藤美帆委員、林委員、本田恒平委員、山下委員  
事務局 3名(吉田市長室長、鈴木係長、岩元主任)

【太田委員長】 第3回国立市男女平等推進市民委員会を開始します。本日は巢内委員と吉川委員が欠席です。配付資料について事務局から説明をお願いします。

(配布資料確認)

【事務局】 吉田室長が緊急対応につき遅れてまいります。オンラインの方もいらっしゃいますので、発言時はマイクをお使いいただき、発言しない場合は雑音が入らないようにマイクを切っていただければと思います。感染対策のために、鼻マスクなどにご注意いただければと思います。

【太田委員長】 本日の審議内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 前回と同様に中間評価答申提言の抜粋で、6つの提言を1つ1つ点検していただきます。

【太田委員長】 答申書にある提言のうち、課題の4番、6番、10番について検討します。資料の作成上順不同で、提言とそれに対する現在の取組状況を見ていきます。

課題4「配偶者等からの暴力の防止」の提言1「DVに関する啓発活動と相談窓口の周知」から議題にします。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 前回行った市民意識調査で、DV防止法の認知度が男性に比べて女性のほうが少し低く、統計誤差かもしれないですが、より女性に向けた周知・啓発を行う必要があるという提言を頂きました。また、市のDV相談窓口がホームページで出てこないの、周知徹底をされたいという提言です。また、男性DV被害者の相談窓口についても周知されたいという提言も頂いています。

それに対する市長室の回答ですが、DV相談件数がコロナ禍で倍増しています。令和元年度には女性相談が505件だったものが、令和3年度は1,114件に増えていて、DV相談件数も令和元年度に172件だったものが令和3年度は410件に増えています。

DVに関して「くにたち女性ホットライン」という直通ダイヤルを昨年設置しました。ここに直接入ってくる件数がまだ多くないので、この直通ダイヤルのことや、そもそもDVがどういうものか、どういう相談を受けられるのかということも含めて、周知が必要だと考えています。

生理の貧困に関して生理用品の配布を昨年から実施しましたが、その際、生理用品を配布するだけでなく、そのセットの中に相談窓口が書いてあるカードなども入れて啓発につなげました。

毎年11月に旧国立駅舎で、ダブルリボンキャンペーンというDV防止と児童虐待防止の2つを合わせた国立市独自の取組をしていますが、昨年は一橋大学の授業で作成いただいた映像を展示するという取組をしました。

男性DV被害者は福祉の窓口で相談を受けていますが、ホームページでは記載していません。

【太田委員長】 提言としてはどう周知するかに焦点があって、様々な工夫はされているというご報告かと思います。男性のDV被害について相談窓口周知の提言がありますが、この窓口が福祉総務課

なのはどういう事情でしょうか。

【事務局】 DV相談は女性からの相談が多いですが、男性からの相談もあります。ただ、男性の場合は加害者であることも考えられるので、相談員保護の観点から、女性とは窓口を分けています。

【太田委員長】 市のウェブサイト等での周知はしていないとあります。福祉総務課で相談を受けていることが周知されていないと、相談窓口の周知について特筆すべき取組がないと判断されると思います。福祉総務課へのヒアリングなどで確認すべきかと思いますが、市長室で何かされていますか。

【事務局】 女性だけではなく男性のDV被害もあるということや、異性間だけではなく同性間のDVもあるということを知啓発しています。ただ、男性からのDV相談が少なく、ホームページに記載するには至っていないということかと思いますが、市役所に男性からDV相談が入れば、電話交換手から福祉総務課につなぐという扱いです。

【太田委員長】 もう少し取り組めることがありそうな印象を持ちました。

【齋藤美帆委員】 相談というのは開かれた行為に見えますが、当事者にとってハードルが高い行為であるという前提に立つことが大事だと思います。学校でも、保健室があってもスクールカウンセラーがいても、ほとんど行かない現状があります。国立市はLINEの公式アカウントを持っているので、そこに機能をつけて、危機迫った人たちが24時間助けてと言える掲示板のようなものを匿名でできるような機会があればいいのかなど。それでも、こんなことで相談していいのかということが先に立つみたいで難しいです。相談を受ける側の方からも専門的なことを伺いながら、どう啓発するか決めるといいと思います。

【本田貴子副委員長】 東京ウィメンズプラザにある東京都の女性相談センターの下に、各区市町村の女性相談室があります。

区市町村のホームページには、「男性は東京ウィメンズプラザの男性相談に相談してください」と書いてあるところもあります。数年前は東京ウィメンズプラザの男性相談の日は週1日でしたが今は週4日あるので、区市町村によってはそちらを紹介しているのではないかと思います。

【太田委員長】 福祉総務課での紹介先の情報は本日の資料にはありませんが、今回の提言としては、相談したい人がたどり着けるよう、周知を強化する必要があるのではないかと思います。

【本田恒平委員】 男性のDV被害について、件数が少ないからホームページで周知しないということでもないと思います。潜在的にいるということを中心に、ホームページで周知する必要もあると思います。見せ方のような点でロールモデルになる自治体のホームページや取組があるのか、参照しているのかをお聞きしたいです。ロールモデルがないのであれば、国分寺市や立川市など他の自治体と連携しながら、知恵を出し合うような機会があるのかお聞きしたいと思います。

【事務局】 本日ここに担当者が出席する予定だったのですが急遽不在になり、申し訳ないですがこの場で詳しくお答えができません。

【太田委員長】 最終的に評価書をまとめる中で、他の自治体の状況など、担当の部署に引き続きの取組を求めていくと同時に、いろいろな情報収集もこの委員会ですることだと思います。

【本田貴子副委員長】 東京ウィメンズプラザで区市町村の女性相談員が集まる機会があり、横の連携はできているので、近隣市とつながることはできると思います。

【太田委員長】 そういうことも含めて、最終的な評価に盛り込めればと思います。

次に「配偶者等からの暴力の防止」の課題についての提言2「困難な問題を抱える女性の相談・保護・自立支援を支えるための包括的支援体制の構築」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 配偶者暴力相談支援センターの機能を設置してほしいという提言を頂いています。多摩地域ではセンター機能を持っている市がありませんが、区部だと半分くらいの区が持っていて、都も東京ウィメンズプラザの中に持っています。配暴センターでは、女性からの相談だけではなくて男性からのDV相談も一手に引き受ける機能を持っていて、それ以外の機能も充実しています。センター機能を設置するとなると加害者対応も増えますので、人員体制を含めて整備に至っていない状況です。

また、女性パーソナルサポート事業を継続してほしいという提言を頂いています。女性パーソナルサポート事業は、全国的に見ても国立市独自の支援事業として、スライドでご説明します。

令和元年度で年間505件だった女性相談が、令和2年度、令和3年度のコロナ禍で、一気に倍増しています。パラソルでは、1.5倍近くの相談件数の増加です。

DV等により自宅からの避難が必要な女性を、公的な一時保護施設に保護するというのが、1つの大きな支援策です。本日もたった今、そのような支援をしたところです。公的な保護施設は、公には秘匿されていて、一般の方が目にしないようなところに設置されています。安全性を最大限確保するため、一度入所すると施設を出るまでは、仕事や学校、保育園等へは基本的には行かないというのが一般的です。また、携帯電話等の通信手段も一度絶たれる状態になります。

こういうルールがあるので、一時保護を私たちからご提案しても、すぐに利用したいとはなりません。全てのを切って身の安全を優先するというものを選ぶ方は少なく、国立市でも年間10件程度です。相談をして選択肢を提示しますが、家に帰ってゆっくり考えますというように市役所を後にされます。一時保護施設は困難を持つ女性が全員入所できるわけではありません。自殺企図の強い方や、集団生活になじめない方、トランスジェンダー女性は入所することが困難です。

DV等の困難な状況におかれた女性は、緊急一時保護や生活保護制度等の行政のセーフティネット制度によって、一時的な困難性の脱却を図りますが、自立に向けては数年、場合によっては何十年と長期間の継続した支援が必要な方もいます。女性支援に関わる職員を婦人相談員と言いますが、婦人相談員は、主に緊急的な支援への対応に追われます。そのため、中長期的な支援にはなかなか人員が割けません。緊急的な課題が解消されても、継続的な支援が滞ることによって、数年後に再び困難な状況に陥る方が10件程度見られていました。

こういった課題を解消するために、NPO法人くにたち夢ファーム J i k k aさんと、課題の検討をして、行政と民間団体が連携して支援する女性パーソナルサポート事業が考えられました。令和元年度から事業を開始しており、以下の支援メニューで構成しています。

1つ目は、短期間の滞在場所を行政が提供するという短期宿泊です。公的な一時保護施設か、自宅のDV環境に戻るかではなくて、第3の選択肢として、一時的にでも心と体を休められる場所を提供するというので、市が所有する一時的な住居や、J i k k aさんの住居、国立市外のホテル、区部にある女性専用シェアハウスなどと市が契約を結んで、こういう方々の利用があると相手方にも分かっていたら安全を担保しています。

2つ目は、中長期の自立支援です。市の相談員では中長期の支援には限界があります。そのため、J i k k aさんと連携してサポートしていただき、支援が落ちない形で進めていきます。

3つ目、コロナ禍でJ i k k aさんに行って相談したい方が、自宅から出られないこともありました。そこで、J i k k aのスタッフさんをご自宅に行って支援をしたり、相談を受けたり、食事を一緒に作ったりしながら困り事を伺う、アウトリーチ型支援を令和3年度から新たに開始しました。

短期宿泊事業は令和元年度が6件でしたが、令和2年度は12件、令和3年度は4件です。緊急一

時保護は公的なシェルターに避難するという王道の支援策ですが、これまで国立市は大体年間1、2件程度でした。令和元年度は2件で平年程度ですが、令和2年度に5件、令和3年度は11件と、かなり増えています。令和3年度は、緊急一時保護の件数が増えた結果、短期宿泊事業が4件に減ったのだと見ています。自立支援事業は、令和元年度に23世帯、令和2年度は46世帯、令和3年度は38世帯です。アウトリーチ事業は令和3年度から始めたもので、実績は2世帯ですが、269件ということで、1世帯にかなり密に入っています。

予算としては、国や都の補助金があたらず、基本的には国立市の一般財源として進めています。そのため、国や都に認めてもらいたいと要望を出しています。

利用者の声を幾つか挙げています。1人目は、避難する際の費用面が不安だったが、短期宿泊を利用して今後の生活を考えることができたという方。2人目は、子どもと一緒に避難ができて、学校にも通い続けられたという方。この方は短期宿泊を利用して、学校に行き続けながら、自宅から避難して生活が送れました。3人目は、市役所が開いていない時間でも、J i k k aの方が相談に乗ってくれて安心できたと。土日や夜間のことだと思います。4人目は、家族間トラブルで家に帰ることが難しかったので、一時的でも心が休まる場所が得られて助かったと。最後に、小さい子どもがいて思うように外出して相談することができなかったが、訪問してくれる支援者と一緒に書類整理や金銭管理、今後の相談などができ、一人では手が回らなかったのが助かったと。これはアウトリーチをご利用された方のご意見です。

今後の課題について、1つ目が広域的な支援です。今は国立市独自の制度ですが、もっと広がって都や国でも同様の事業を行ってほしいということ。2つ目は、一自治体で支援する限界です。女性支援というのは、市域だけで支援するには限界があります。近隣の病院や施設と連携しますので、複数の自治体が重なってできたらということです。3つ目は、コロナ禍での課題として「生理の貧困」など新たな女性の課題が見えてきました。コロナ終息後も、従来から存在していた女性の困難さが解消されずに、さらに深まるのではないかと予想しています。4つ目は、新法への期待です。今回成立した困難女性支援法では、「民間団体との協働によって、早期から切れ目なく支援する体制を整備する」とうたわれています。女性パーソナルサポート事業についても、財政補助を含めて今後この法の中でもお認めいただきたいと考えています。

次に、市の相談窓口をいくつか書いています。相談が婦人相談員に直接入るホットラインを、昨年8月に創設しています。

市所有の部屋を1つ用意していますが、家具がそろっていませんでした。ここに立川のI K E Aさんの「子ども募金」という制度を活用して、I K E Aさんの家具を入れていただきました。がらんとした部屋に、リサイクルの家具を入れるしかないと言っていたのですが、温かみを感じられる部屋になりました。既に何名かこの部屋を使っている方がいます。

【太田委員長】 子育て支援課の状況については、ここに書かれているとおりででしょうか。面談時の子どもの待機場所を確保することについて状況が書かれています。

【山下委員】 女性支援法が成立して、売春防止の枠から人権の観点に変えて、ようやく連携を取ろうとなりましたが、国立市がそれに先駆けてやっているということが、国立市の皆さんにどれだけ伝わっていたのだらうと思います。国立市の中で被害者が過ごしていたら加害者に追われてしまうということで広域連携が必要。国立市が、先駆けてやってきたことを、こうして法律もできたのだから、東京都や国に対して国立市が主導的に財源の確保や地域連携を進んでやるとよいのではと思います。

啓発のところともつながりますが、国立市は法律ができる前からこんなすてきなことをやっているし、都や国に働きかけているのだということを、周知や啓発につなげて、先駆的な取組をしていることを活かさない手はないと思います。

【太田委員長】 先行してやっている自治体ということで、今後全国から問い合わせ等もあると思います。いろいろな機会を見つけてPRしていけるといいと思います。

【林委員】 国立市に、東京都内の他の行政区や他県からのお問い合わせ、DV被害のご相談、避難を求めるような依頼が来ることはないのでしょうか。これだけ先進的なことをしていれば、周知するとそういうリクエストが来ると思います。避難を求める人は近いところよりは遠くに行きたいという心理が働くのかなと思います。

【事務局】 女性パーソナルサポート事業を度々メディアで取り上げていただきました。そうすると、問い合わせが非常に増えます。市役所は市内に住んでいる方々が一義的な対象になりますので、新宿区に住んでいる方がこの制度を使うにはハードルがあります。全くできないわけではなく、例えば新宿区を出て国立市で暮らすという意思が強ければ、支援をさせていただくこともあると思います。

林委員がおっしゃるように、地元の市役所に相談しづらいということがあります。国立市のようなコンパクトなところは、市役所の職員ですら知り合いがいる可能性もあります。国立市の方が、他の自治体に相談していることも考えられますので、そういう意味で広域支援できるといいです。

J i k k a さんには、全国から毎日のように相談が入っています。遠藤委員としては国立市の方を第一に支援をするという思いで立ち上げられていらっしゃると思いますが、J i k k a さんのような支援をしているNPO法人が本当に少なく、海外からも相談があると伺っています。J i k k a さん経由で市役所につながって、一緒に支援をさせていただいている方が一定数います。

【遠藤委員】 全国各地から問い合わせがあります。こういう支援をしているところはなくはないと思いますが、DVや虐待被害のことをオープンにして、開かれた場でDV被害者支援をしているところはあまりないです。もちろん個人情報秘匿しますし安全を期した形をとりますが。

それは安全のためと言われますが、私の考え方は少し違います。どんなにセキュリティをよくしても警察がパトロールしても、安全かということそんなことはありません。被害者自身が自分の身の危険をきちんと捉えて対処できるというエンパワーメントをしないと安全ではないです。24時間誰かがガードマンとして付いているわけではないから、何が危険で何が安全かということを見せて、本人もそのつもりになって、自分は悪くない、これから元気でやっていく、新しい人生を歩むのだとエンパワーメントされれば、おのずと自分の生活を守りたい、元気にやっていきたいとなります。そうすると、自分で注意もできるし、いろいろなことに力が湧いてきて、自分で自分を守るのです。

危険なのはなぜかということ、自分を守る意欲が湧かなくて怖いし、遠くへ逃げて隠れなさい、逃げなさいと言われ続けて、自分が悪いことをしたわけでもないのに、悪いことをした人のような気持ちになって、隠れ逃げおせなければならぬ。自分の身を守ろうというのではなく、自分から加害者のところに戻っていく人はとても多いのです。

被害者の安全を守るということは、本人が元気になることしかないと思います。地域の中でいろいろな人と関わってもらい、安全な空間で安全な人たちとつながりながら、これでよかった、逃げてきてよかった、新しい世界に歩み出すのだ、応援してくれる人もいる、やっていけそうだとすることが、最もその人の安全を保障するのです。そういう支援がない限り、DV被害者や虐待を受けた人たちはただ単に逃げきる人生みたいになってしまうので、私はそういうシェルターを作りたくないと思って、

最初からかなりオープンにしたのです。

どこに住んでいるとかの個人情報はもちろん秘密にしますが、それ以外のことは堂々としていいのだと、堂々と生きていいのだと言ってきたので、広がっていくわけです。情報がいっぱい伝わっていくし、マスコミはすぐ嗅ぎつけてやってきます。インタビューもみんな堂々としてしまえば、いろいろしゃべって、かなりリアルな話をしてくれます。そういうものが報道されると、全国各地からそんなところがあるのだったら私も行きたい、私も助けてもらいたいと殺到します。国立の人のためにと、思って始めて「くにたち夢ファーム」と名付けましたが、全国各地から行きたい、助けてほしいという問い合わせが殺到します。そういう意味で、DVや虐待は広域支援というのが大前提なのです。

困難女性支援法ができて、2年以内の本格実施になりますが、DVや虐待の被害を受けた女性たちの支援がメインテーマになっていると思います。都道府県や市町村がそれを受け止めて、きちんとした施策や計画を具体的に作っていければ、今の問題をかなり解決できます。ただ、設置義務は都道府県にはあるけれども市町村にはないので、都道府県がどのくらい力を入れるかにかかっています。

東京都は困難女性支援という発想がありません。渋谷や新宿などでさまよっている10代の女性たちを支援している民間団体に助成していますが、多摩地域での割と地味な活動で、30代、40代、50代という人たちの支援には、あまり一生懸命やってくれようとしません。

神奈川県会議員の方が、県議会として困難女性支援法を推進しようという意見書を上げて、何を施策としてやればいいのか勉強したいと、先日視察に来ました。そんなふうに都議会や都が、積極的に取り組んでくれれば、市町村にも予算化を含めて計画を作るように言ってきて当然です。そうすればこちら、先駆的にやっているわけだから、それを整備して予算をもらって、私たちみたいな小さな民間団体がこつこつやるのではなくて、ダイナミックな展開ができるのではないかと期待しています。

【太田委員長】 これだけ先駆的なことを、国が法律を作るのに先駆けてやってこられたということ、啓発活動にも結びつけていけると思います。提言にある支援体制の構築というところでは、市としてできるところはもう先に進んだ形でやっていて、高く評価できると思いました。

【本田恒平委員】 支援内容が素晴らしいと思いました。一般的な自治体の問題として、会計年度任用制度があると思います。専門相談員、特に婦人相談員などに非正規職員が多くて、会計年度任用制度で単年の任用になる。再度任用されればいいですが、雇い止めに単年で起こると、相談対応の質が維持しにくくなります。また、単年でするので中長期的な課題を解決しにくくなるという問題があると思います。どういう支援を提供するかというよりは、どういう相談員を充て、どういう相談体制にするかという視点だと思うのですが、国立市の場合はどういう相談員の方がいて、会計年度任用制度によってそういう問題が噴出するのか、既にあるのか、お聞きできればと思います。

【事務局】 婦人相談員は、主に売春防止法等で言われる相談員です。新法では女性相談員という名前に替わります。現在、国立市は婦人相談員が4名で、2名が正職員、2名が会計年度任用職員です。

女性支援はこの婦人相談員と、もう1つ母子父子自立支援員という職名があります。この2つの職名を、人員や予算の問題で、1人の方が兼任している自治体が多いです。国立市ではこの2つの職名を兼任していません。婦人相談員は市長室、母子父子自立支援員は子育て支援課に配置しています。女性支援に関わる職員が非常に多いということです。

国立市の7万6,000人ほどの人口規模で4名置いている自治体は、都内にほぼありません。会計年度任用職員1人だけの自治体もあり、その自治体の女性支援に対する力の入れ方があると思います。1人だと中長期の支援等も含めて限界があります。

国立市に J i k k a さんがいるというのは、社会資源としても非常に心強いです。遠藤委員が立ち上げてくださったおかげで、こういった支援を構築できています。

【本田恒平委員】 聞いて安心しました。よりよい相談対応をするには、ノウハウの蓄積が必要で、それには相談員の安定的な任用が担保されないと難しいと思います。件数も増えているという状況で、マンパワーは大事だと思います。

【太田委員長】 子育て支援課の取組については、ここに書かれていることを読む限り、もう少し何かしらできると思いますので、今後も検討課題とさせていただければと思います。

提言3の「若年層女性のエンパワーメント施策の強化」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 若年層へのDVやデートDVに関する啓発をしてほしいということや、その実態を把握するためのアンケートを学校で行ってほしいということ、若年層に向けてSNSを活用した相談体制を導入してほしいという提言を頂いています。

デートDVなどの啓発については、くにたち男女平等参画ステーション・パラソルでオリジナル動画の作成やパネル展示などを行っています。学校の出張授業に行くことはできていません。昨年初めて、パラソルで市内の小学校2校、中学校1校で出張授業をしました。この授業では、男らしさ女らしさについてのジェンダーやSOGIを扱いました。時間が限られるので、デートDVまで含めた授業はできていませんが、今後こういう場を活用した啓発を進めていきたいです。

アンケートは、学校でタブレットを使ってできますが、どのくらいの人数をするか、分析をどうするかということにも経費がかかりますので、その辺りが課題です。

L I N E相談は、令和2年度に初めてパラソルで実施して、年間300件以上ありました。パラソルの相談件数は、コロナ禍で増えたということもありますが、令和2年度で1.5倍になっていて、この中の300件くらいがL I N E相談です。令和3年度は、セキュリティ面を担保すると費用がかかってくるということで、L I N E相談を廃止して、全体の相談件数は少し減っています。

【林委員】 L I N E相談を一度して、事情があって今はしていないということですが、とても残念に思いました。相談した333件の方々からすると、その後がないというのは、がっかりしたのではないかと思います。やらなかったより止めた後のほうが、リカバリーが大変ではないかと、当事者の気持ちになると残念に感じました。ここをすくい上げることができなかったか疑問に思いました。

【事務局】 パラソルでは、私たちが日頃使っているようなアカウントでL I N E相談をしていました。総務省からの通達もあり、これだと個人情報管理が甘いとなりました。情報管理のためのL I N E社との契約にはかなりの予算がかかり、パラソルでその予算を持つことが難しくなりました。

これを閉じるに当たっては、この333件の方で重複している方もいますが、対面やメール、電話の相談に全て振り分けるご案内をして、その方の相談が途切れないように、かなり丁寧に誘導しました。ただ、相談の入り口としてはよかった部分があるので、予算を抑えながらできないかと今確認していて、今後についても何か形をとりたいと思います。

【本田恒平委員】 単一のアカウントにセキュリティを強化していくのですか。L I N Eと契約して、アカウントを指定してセキュリティを強くかけると。

【事務局】 東京都や国でもL I N E相談をしているところがありますが、私たちの普段使っているL I N Eとは形式が違うものを使っていると思います。個人情報を入れるとそれが分かって、1人1人管理できるというツールではないかと思います。

【太田委員長】 恐らく民間の団体もこういう相談やっていますし、各自治体もやっているところは

多いと思うのですが、他の国では、こういう公共性の高い取組に関しては企業が積極的にリードして費用を抑えられる仕組みを提案しているところもあり、国立市だけの課題ではないと思います。この目標に対しては、できる範囲を進めていくという、現実的などころを評価せざるを得ないと思います。

学校でのデートDVや虐待の実態などの調査についても、アンケートが難しいというのはそうなのだろうと思いつつ、いろいろな形での実態調査は可能なはずで、アンケートが難しいというところにとどめず、どうするのかを教育指導支援課にも主体的に考えていただきたいです。今回の回答ではそういうところが見えづらく、非常に残念です。

【山下委員】 女性支援法が今回新たにできたのとはほぼ同時期に子ども基本法もできて、子どもに関することを子どもたちが主体的に考えることを重視しています。アンケートは子どもを調査対象として見ているというところがあって、もちろん調査は必要ですが、10代の子どもたちが、DVとか、付き合っている人がいるとするとどんなところで嫌だと思っているとか、自分の両親との関係とか、何かしら感じていると思います。そういうことを子どもたち自身が出し合って、この問題を他の若い人たちに知ってもらうにはどうすればいいかを、子どもたちが出し合うのが良いと思います。

大人達もLINEとかいろいろな手はずを考えているけれども、やはり若い人たちに響くのは若い人たちがアイデアを出し合う中で、DVの問題とかを自分たちの問題として捉えて、一緒に考えて発信していくようなことだと思います。そういうことは、学校の先生は後ろ向きですが「子ども基本法も女性支援法もできたし、学校でやらないと駄目ですよ」と働きかけないといけなくて、そこは私も何かお手伝いしたいくらいです。

【太田委員長】 今後、評価書の作成に向けて、個別にヒアリングの機会があるなら、じっくり意見交換をしたいと強く思います。

【遠藤委員】 J i k k aにも今、高校生が何人かいます。どういうルートで避難してくるかという、都立高校だとユースソーシャルワーカーがいて、カウンセラーではなくソーシャルワーカーなので、家庭の経済状況や親子関係まで踏み込んで検討してサポートしていく役割の人です。高校生はもちろんですが、小中学生もそういう存在が必要だと思います。

良いか悪いか議論がありますが、学校にスクールカウンセラーが配置されて、お母さんでもお父さんでも子どもでも、相談に乗る、お話は聞くとなっていますが、話を聞くだけではしょうがない。話を聞いた後、どうしてそうなったのか背景を含めて検討して、この子を救うにはどうすればいいかの議論が関係者の間でされて、ケース会議がされないと、救いの手は差し伸べられません。

2人とも具合が悪くなって家に帰せないということになって、精神病院にレスパイトで入院します。治療が必要なほどではないけれども行き先がない。児童福祉法と、今度女性支援法になる婦人保護法のはざまにあって、16、17、18、19歳辺りは、たらい回しにされる。誰も手を出さない。公的な支援がないのでうちに来るわけです。

うちはどんな人でも断りません。部屋があればどうぞと言いますが、生活保護なのか児童福祉法なのか、児相の管轄なのか厚労省なのか、厚労省は厚労省でもどこがやるのかとなる。こういう縦割り行政もそうだし、学校の中でも今、子どもを救うには、教育だけではもう無理で、福祉の世界をきちんと受け止めて学校に入らないと、らちが明かない状況になっていると思います。

国立市もできればカウンセラーだけではなくてソーシャルワーカー的な人もいい。先生はそこまで手が回らないと思うので、そういう存在がきちんと1人1人の子どもの生活状況まで理解する。その子のせいとか性格とかしょうがいがあるからとかではない。しょうがいがあっても穏やかに愛情

深く育てられた子は、落ち着いて穏やかにしています。しょうがいがなくとも、荒れた家庭にいたら本当に荒れていくのです。

生活状況まで把握するような体制がないと、いくらいい教育をしようとしてもバックボーンがないので入っていかないとつくづく感じていて、今日もケース会議でそういう話をしてきました。ユースソーシャルワーカーさんは1人ですごい数を見ていて、とても見切れない。すごく熱心にされていて、それでもやれることは精神病院に入院させることしかできず、とても残念がっています。そうではなく、地域の中できちんと子どもが守られる体制を作っていくべきではないかと感じています。

【太田委員長】 学校の取組も必要ですが、その外でも足りないところを探しつつ支援体制を強化していくということだろうと思いました。この提言に関しては、やれることがまだありそうだという評価になると思います。

課題の6番「男女平等を阻害する要因の解消」の提言1「国立市指定企業と連携したセクシュアル・ハラスメント防止の取組」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 セクシュアル・ハラスメントの防止について、企業への周知・啓発に取り組んでほしいという提言です。国立市には指定企業という大きめの企業があります。指定企業の代表者が集まる交流会があり、そこで周知・啓発してほしいという提言です。コロナ禍で最近では会自体が開かれていません。代表者が集まる会なので、研修や周知・啓発は時間が限られて難しいというところです。

事業者への取組は、パラソルでもあまり取り組めていません。今年の3月にはLGBTQ+の研修を市内の医療機関向けに実施しました。全ての医療機関に周知しましたが反応が良くなく、来たのは市外の医療機関や関心のある方だけで、企業へのアプローチは難しいなというところです。

事業者としては、商工会の女性部の一部に協力いただいて、生理用品を公共施設で配布するときに、配布場所のポスターを各店舗に貼っていただいたり、駅前で生理用品を配布する際にご協力いただいたりしましたので、今後そういうところから事業者とのつながりができたらというところです。

【山下委員】 苦勞されているのがよく分かりました。私だったら多分、そういう集まりのときに話しても聞いてくれないし、聞いてもスルーして他の議題に流れてしまうかなと思います。

最初から無理せず、15社あるうちのどこか協力的な1社の人事やセクハラ関係の担当者と顔を合わせて膝詰めで、国立市と御社で新しい取組をできませんかとやってみる。面白い取組ができれば、それを基に他の14社に広げていったり、市民の方々にフィードバックして啓発につながられたりすると思います。個人的なつながりから風穴を開けていくといいと感じました。

【太田委員長】 交流会に出席して啓発をとか、提言の内容がかなり具体的になっていて、どうしてこういう提言になったのか、議論の経緯をまだたどれていませんが、今ご提案があった魅力的なやり方もありそうなので、アイデアを出し合って最終評価に向けて前進するように考えてられるといいと思います。

多様な性の平等推進の条例ができたときに、協力企業にステッカーを貼ってもらう取組があったと思います。その延長でこの取組もできそうな気がするので、個別に膝を突き合わせて話をするのは有効かなと思いました。

【齋藤真紀委員】 セクハラを止めようと言っても、古い価値観が根づいている組織において、どれがセクハラかもよく分からないみたいなことが往々にしてあると思います。処方箋としては、管理職の年齢を下げるとか管理職の多様性を持つ、つまり女性管理職を増やすというのが簡単な方法だと思います。前回の提言についても手段自体はそんなに悪くないと思うのですが、今回の検討ではそうい

った提言をするといいと思いました。

【太田委員長】 企業からどんなことが課題か聞きながら、何を支援できるか考えていくということかと思いました。他の件の周知・啓発とも密接に関わるので、合わせて検討できるといいと思います。

【事務局】 次期計画を作る際は、女性活躍推進法に基づいて市内の事業者に向けた女性活躍推進について盛り込むことになるので、この辺り何ができるかを今後ご議論いただければと思います。

【太田委員長】 来年の夏頃に最終評価を取りまとめた上で、新しい計画の素案作りに取り組んでいくので、そのときに改めて具体的なことを議論することと思います。

続いて、課題6の提言2「ストーカー支援対策の啓発及び相談部署等の明確化」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 男女平等参画兼DV対策推進員という係長級職員を各課に設置してしまして、推進員への注意喚起やホームページでの相談窓口の記載について提言を頂いています。

市民課や、子どもの部署、福祉の部署などの推進員が集まるDV対策部会を毎年開いて、対策マニュアルでの周知・啓発しています。ストーカーについても、同じマニュアルの中で、加害者が来たときの対応について各課で共有しています。

市民課のホームページでの記載が、ストーカー被害を受けた際の住民票の閲覧制限など詳しく書かれていないので、この辺りも今後充実していけたらと思います。

ストーカー被害については、市に直接相談があるということが少なく、主に警察のほうに行くのだと思いますが、警察に相談に行ったけれども良い対応をしてもらえなかったという相談が市のほうに入ったりします。同行支援で警察と一緒にいっていった支援をしている状況です。

【太田委員長】 中身としては、各課に配置されている推進員の方が具体的にどんなことを日々やっているかということだと思います。細かく見ると、もう少しお願いできるのではないかとこのところが見つかると思います。そこも含めて次の議題と併せてご意見を頂く形でよろしいでしょうか。

課題10番の提言1「国立市男女平等参画兼DV対策推進員の役割の明確化及び市職員全体への啓発」について、先ほどの提言と併せて議論したいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 男女平等参画兼DV対策推進員を、この計画ができた平成28年に各課係長級職員を1人設置しました。推進員が各課での意識啓発などを担う想定をしていて、毎年1回、推進員が集まる連絡会を開いて、同じタイミングでDV対策部会も開いています。

推進状況調査を毎年しているけれども啓発が不十分であるとか、計画や条例の認知度が職員の中で低いので、認知度の調査をしてほしいということが提言に挙げられています。

推進員連絡会は毎年記載のとおりテーマで開催しました。推進員が各課での推進をしていくと計画で位置づけたものの、毎年人事異動で係長が代わると、新しくそこに就いた係長がまた一から男女平等がどんなものかを学んで、それを各課内に落とすということが難しいというところなんです。現状の運用としては、市長室から毎年1回、DV対策マニュアルなどの情報提供を各推進員にしています。DV対策マニュアルの課内係員への周知など具体的なことは推進員ができますが、抽象的に男女平等推進について周知・啓発をするというところまではできていません。

全職員に対する意識啓発としては、パラソルで年2回発行する情報誌を、これまで職員に配っていませんでしたが、昨年からは各課に配ったり自席のパソコンで見られるようにしたりして啓発につなげています。そのタイミングで、パラソルのホームページのアクセスが一気に伸びたので、職員も見ていたと分かりました。そういうことを通じて職員への周知・啓発をしていきたいと思っています。

【太田委員長】 男女平等参画兼DV対策推進員の、人事異動で流動性が高いことへの対応と、全ての職員の皆さんへの啓発と、主に2点あると思います。

【本田恒平委員】 提言の中で、嘱託職員・臨時職員を含む啓発が不十分であると思われると書いています。この対応の評価軸はどこでしょうか。啓発の取組を実施したという軸なのか、理解度という軸もあると思うのですが。

【太田委員長】 啓発が十分か不十分かを、何でもって判断したのかということでしょうか。前期の委員会で不十分であると判断して、このような提言をしたということですが。

【本田恒平委員】 それが十分になるときは、どんな状況なのか。

【太田委員長】 どうなったら十分だと言えるのかも、この委員会で基準も含めて評価していくことになるのですかね。

【遠藤委員】 実際に避難するときには、生活保護とか国民健康保険とか、いろいろな行政手続が山ほどあります。そのときに、住民票を移すと追跡が危険なので住民票を移さないという場合に、どのように行政サービスを受けるかの庁内連携がすごく大切です。

国立市はワンストップです。これは今までのいろいろな経緯もあって非常に努力したのです。たらい回しに、あそこへ行け、ここへ行けというのではなくて、相談者には相談室1か所にいてもらいます。動き回ると危険もある。庁内で誰かと会って、逃げていると分かってはいけません。そこにいろいろな職員が順番に来て、いろいろな説明をします。ただ、そうするには、女性相談員が4人くらいないとできません。相談者が来たときに、窓口になるのは女性相談員なので、この女性相談員が「次はこれ、次はこれ」と次々に担当職員を呼んで、説明をしてもらって、こういう手続が必要です、こういう書類を作ってねとやります。現場的に見ていて、国立市のDVや虐待に関するワンストップサービスというのは、非常に丁寧にやられていると思います。J i k k a が連れて行ったときだけでないことを期待しますが。

いきなり逃げたいとなって、市民課に住民票だけぼんと移しに来る人がいます。そのときに市民課の職員がそうですかと、そのまま住民票を移してしまったら、夫は追跡できるわけです。何となくぴんときて、どうしてお母さんと子どもだけ住民票を移すのかと思って、「よろしければお聞きしていいですか」と言って、DVで逃げるのではないかとぴんと来るか来ないかは結構大きいです。こういうセンスを職員に教育していく。言われたとおりにすればいいのではなくて、いろいろな場面で虐待やDVが潜んでいる場合がある。安易に行政手続をしてしまうと、せっかく逃げて捕まる可能性があるということを知っているかいないかで、対応が違ってきます。

国立市だけでなく、どこの行政でもそうです。熟練している職員がいるところでは、ぴんときて「ちょっと待ってください」とすぐ女性相談員に連絡が行って、女性相談員が話を聞くということもあります。国立市ではわりと良いと思います。どのような教育がされているかは分かりませんが。

納税課も市民課も国民健康保険課も介護福祉課も、ありとあらゆる手続があり、DV被害者支援をするというのは、そういう手続を全部知ることになるので、熟練した人がやらないとミスがある。逆にいうと、DV被害者ではないかとキャッチできるセンサーを持っている職員がそれぞれの窓口にいると、危険を未然に防げます。知識的な啓発もありますが、それを職員が自分の仕事にどう活かすかまで結びつけるのが肝心だと思います。

【本田恒平委員】 ぼんやりと考えていたことが遠藤委員のお話で非常に明確になりました。どこまでの水準に持っていけないといけないのか、この指標は複雑で設定が難しいと思うので、時間をかけ

て議論できればと思いました。

【山下委員】 私も遠藤委員のお話を2、3時間聞きたいです。今のお話はすごく大事だと思います。淡々と「提出します」と言ったら「そうですか」と最低限のことだけやるのか、「あれっ？」と気づくのか。オレオレ詐欺の人がお金を下ろそうとしたときにぴんときて止められるかというのと同じです。

市職員の方々が条例の精神とかDV防止とか男女平等の理念を、自分の担当業務に活かすインセンティブは、どうやったら湧くのだろうと思います。推進員に選任さて、一生懸命やることで職場がよくなったという実感を持てるのかと。役割を押し付けられて、余計な業務が増えたというだけになったら、理念としては分かっても、それを活かそうと思って動いてくれるだろうかと。転出の際にも、「あっ」と気づいて意識を持って市民のためと思ってやってくれる職員さんと、気づいて手間が増える、あるいは閲覧ブロックをかけた後で漏らしてしまったらマスコミにたたかれて損害賠償請求されるので、気づかないふりをしてそのまま転出届の手続きを取ったほうが楽かなとか。個々の職員の、そうすることが自分にとってプラスかマイナスかというところが絡むかなと。

逆に言えば、1人1人の職員の方々が、条例の理念をすくとんと体に落として、「あっ」と気づいて声をかけて、適切につなげられるようになるにはどうすればいいか。推進員をどうするのか、条例の理念がすばらしいからだけではなく、もう少しいるというのを、遠藤委員の話聞いて考えました。

【太田委員長】 DVやストーカー対策では、窓口で気づけるか、そこで動けるかが非常に重要で、そういった対応を任せられる可能性のある職員さんにはそういった感覚を持っていただきたい。その一方で、課題10は計画そのものについて、市の職員の方々にいかに理解を深めて、意識を高められるかということが目標になっています。市長室の回答にあるような、この計画が多岐にわたって細かいもので、全ての職員が同じレベルで理解し意識するのは現実的ではないと言うのも分かるのですが、どの程度であれば嘱託・臨時職員の方々も含めて徹底できるのかというラインを探りたいです。

【事務局】 正職員と会計年度任用職員で2分類あります。研修となると、どうしても正職員が中心になって、会計年度任用職員まで割り当てられないというのが、全庁的な課題です。一方、会計年度任用職員は、窓口の最前線に立って住民の方と対峙をする仕事することが多いので、センサーをどう高めるかというところです。本田委員がおっしゃる評価の仕方ですが、そもそもの研修機会が十分でないのが、深まっていかない1つの要因なのかなと思いました。

【太田委員長】 課題10に関しては、部署ごとの仕事の特質や、嘱託・臨時職員の方々に任せている仕事の性質なども踏まえながら、丁寧に評価していく必要があると思います。

【齋藤真紀委員】 遠藤委員のお話を、ぜひ職員の皆さんに聞いていただきたいです。1時間で伝わるとします。それが早いと思ったので、そういうことを考えたいと思いました。

【太田委員長】 そういう機会を設けられるかも含めて、今後積極的に検討していきたいです。

【事務局】 先ほど1番目の提言で、本田恒平委員からDVについてご質問いただきましたが、十分に答えられませんでしたので、よろしければもう一度ご質問をお願いします。

【本田恒平委員】 男性DV被害者の啓発が難しいというところで、ホームページへの記載の仕方など、他の自治体のロールモデルや参考があるのか、もしなければ国立市だけで取り組むのではなく、近隣の自治体と連携して知恵を出し合う機会を設けるのも手かと思いますが、そういう可能性はあるのかについて聞きました。

【事務局】 女性に比べて男性のDV被害は少ないですが、市でも年に数件、男性からの相談があります。相談窓口で一時的にお話を受けて、女性の場合には一時保護施設等の支援策が多岐にわたりま

すが、男性被害者支援の社会資源は少ないです。男性が逃げられる施設がなかなかない中で、相談を受けてもそこから先の支援の行き詰まりが、国立市だけではなく、大きな課題としてあると思います。

ロールモデルについては、近隣市でも男性DV被害者支援が十分できている自治体はなかなか見えません。とはいえ、そういった方もいらっしゃるという部分は、引き続き福祉の現場等も含めて十分見ていかなければいけない課題だと思います。

【太田委員長】 私が耳にした事例だと、男性相談に力を入れている自治体は、近くにも幾つかあって、他の相談と重なる形で相談が寄せられるケースがあると思われました。DVに特化しない形での男性相談窓口の充実も、課題の1つになるかもしれないと思いました。

【齋藤真紀委員】 DV被害者保護を売春防止法に基づいてやるのが、もはや「なんでやねん」と思います。法整備が追いついていないと思いますが、あまりにも政治家の皆さんがほったらかし過ぎという感想です。私は日本女性財団という財団の政治経済委員会みたいなものの委員もやっていますが、あまりにも追いついていない法整備に課題があると思います。国立市で条例とかでフォローアップできればしたほうがいいですし、政治家への働きかけみたいなことも必要だと思って、「なんでやねん」という、アップデートしていこうという話を、国立市からしていこうとすごく思いました。

【太田委員長】 遠藤委員からもお話しいただきましたが、国立市では早くから取組を進めてきて、ようやく国の法律が少し追いついてきた状況もあると思います。先ほど山下委員からもご発言あったとおり、国立市が先駆的取組をやっていることが、市の中でも外でも知られていないかもしれず、関係者からは注目されていても、周知できていると言えない状況も課題の1つかと思います。今のご意見も踏まえて、最終評価や次の計画の素案作りに活かせればと思います。

【林委員】 生理の貧困の話、生理用品の配布の話が時折出てきました。恐らく提言を作ったときは、そういう問題が顕在化していないためにアクションとして入っていなかったのが、今やっている状況だと思うので、次の提言を作るときの議論になるかもしれません。ご存じのとおり、最近スコットランドが無償配布を義務化したというニュースがありました。トイレットペーパーを公共施設で自由に使えるのに生理用品は何でお金を払わなければいけないのかという、根本的なのをついたコメントも聞きました。配布もいいですが、そもそも公共施設や誰もが使うトイレにはトイレットペーパーの横にあればいいのではないかという、もっと簡単な方法があるような気がします。配布だと受け取る方法や受け取る側のハードルもあるので、もっとシンプルに考えて対応できると思いました。

【太田委員長】 この委員会で扱っている課題は、これまで見えないことにされてきたものを1つ1つ掘り起こして市の課題として提示して取組を進めていこうというものだと思います。最近では生理がホットトピックになっていて、他にも色々あるかなと思いました。

最後に、次回以降の進め方等について、事務局からご案内をお願いします。

【事務局】 次回は10月14日金曜日午後5時から2階の委員会室で開催します。今回と同様に提言のうち5項目程度を点検していただきます。次回の資料は、事前にご提供させていただきます。前回、推進状況調査報告書のお話をしましたが、次回までにはご提供できる予定です。

【本田恒平委員】 ご案内ですが、一橋アウトティング事件から今年で7年ということで、命日に合わせて冊子を発行しました。アウトティングの危険性、パワハラ防止法など、いろいろな話題が入っています。アウトティング事件を思い出す機会になればと思って持ってきましたので、お時間あるときにご覧ください。LGBTQ+ Bridge Networkという団体のホームページで、24日にPDFファイルを公開しますので、チェックしていただければと思います。

【太田委員長】 皆様の職場でも広めていただければと思います。  
本日はこれにて終了とさせていただきます。次回もよろしくお願いいたします。

--- 了 ---